

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一〇）

〔告 示〕

○地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（総務二五三）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働二八〇）

○行政執行法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）

○消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があつた件（経済産業二〇一）

○道路に関する件（関東地方整備局二二六～二二八）

○道路に関する件（北陸地方整備局六二）

○都市計画に関する件（中国地方整備局七五）

○都市計画に関する件

○都市計画に関する件

○都市計画に関する件

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（北海道地方交通審議会、関東同、中国同）

〔公 告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、公示送達、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

省

令

○防衛省令第十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十三条の二（同法第七十五条の八で準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十八日

防衛大臣 小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分若しくはこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分若しくはこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 隊員</p> <p>第一節 第九節 [略]</p> <p>第十節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）</p> <p>第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供（第八十六条の四）</p> <p>第四章 雑則（第八十六条の五―第九十九条）</p> <p>附則</p> <p>（即応予備自衛官の訓練招集期間）</p> <p>第四十九条の四 法第七十五条の五第三項に規定する防衛省令で定める期間（次項、第五十条及び第八十六条の四第二項において「訓練招集期間」という。）は、三十日とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第三章 隊員</p> <p>第十節 勤続報奨金（勤続報奨金の支給）</p> <p>第八十六条の三 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [同上]</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>第一節 第九節 [同上]</p> <p>第十節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）</p> <p>第四章 雑則（第八十六条の四―第九十九条）</p> <p>附則</p> <p>（即応予備自衛官の訓練招集期間）</p> <p>第四十九条の四 法第七十五条の五第三項に規定する防衛省令で定める期間（次項及び第五十条において「訓練招集期間」という。）は、三十日とする。</p> <p>2 [同上]</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>第十節 [同上]</p> <p>第八十六条の三 [同上]</p> <p>2 [同上]</p>

第十一節

予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供

（予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に對する理解と協力の確保に資する情報）

第八十六条の四

法第七十三条の二に規定する防衛省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第七十条第一項各号の規定による招集命令（第三号において単に「招集命令」という。）を受け、これらに応じることとなる予備自衛官が、自衛隊の部隊又は機関で勤務する予定の期間その他の職務に關する情報

二 法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令（次号において単に「訓練招集命令」という。）を受け、これに應じることとなる予備自衛官が、訓練に従事する予定の場所及び内容に關する情報

三 招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官が、それぞれの招集に應じている期間中に負傷し、又は疾病にかかった場合における負傷及び疾病の性質、程度その他の状況に關する情報

四 前各号に掲げるもののほか、使用者が事業活動を行うために必要な情報であつて、予備自衛官の雇用の継続及び招集の円滑化を図る観点から、使用者に提供することが適当と認められる情報

2 法第七十五条の八において準用する法第七十三条の二に規定する防衛省令で定める情報は、第四十九条の四第二項の規定による訓練招集期間に關する情報のほか、前項各号の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第七十条第一項各号」とあるのは「法第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「法第七十一条第一項」とあるのは「法第七十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

〔節を加える。〕
〔条を加える。〕

第四章 雜則

〔条を削る。〕

（防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式）

第八十六条の五

第四章 〔同上〕
第八十六条の四 削除
（防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式）
第八十六条の五 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。

告示

○総務省告示第二百五十三号

中小企業経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、地上基幹放送分野に係る経営力向上に關する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、公表する。
平成二十九年八月二十八日
地上基幹放送分野に係る経営力向上に關する指針

第1 現状認識

1 全体の傾向

地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。

地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会及び放送学園大学を除く。）及び放送法第2条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高の推移を見ると、平成26年度が約2兆3,337億円、平成27年度が約2兆3,460億円と、リーベンショックにより売上高が落ち込む以前の水準にはいまだ達していないものの、緩やかな回復傾向にある。業態別に見た場合、テレビジョン放送において売上高は依然として減少傾向にある。

現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境等にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。

特に、コミュニティ放送は、放送対象地域が一部の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のものととなる企業が少なく、平成27年度の平均営業収入は約4,600万円、平均営業利益は約46万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。

注）平成26年度及び27年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者の売上高は含まない。

2 業態の特徴

地上基幹放送事業者	500者	平成29年6月1日時点
テレビジョン放送事業者	127者	
ラジオ放送事業者	406者	
コミュニティ放送事業者	306者	